

# 事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に 関する指導要綱

制定 平成18年 3月31日部長決定 要綱第 80 号

## (目的)

第1条 この要綱は、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（以下「条例」という。）ならびに品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、区内に存在する事業用大規模建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量および適正処理を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象)

第2条 この要綱で対象とする建築物は、建築物の事業用途に供する部分の床面積が、3,000㎡以上のものとする。

## (対象建築物の延床面積の算定基準)

第3条 規則第5条に規定する「事業用途に供する部分の床面積」とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。

2 鉄道の駅の床面積を算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

## (対象建築物の単位の基準)

第4条 この要綱で規定する建築物は、次の各号に掲げるものを除き棟を単位とする。

- (1) 学校、病院および工場等、同一敷地内において、廃棄物の処理および保管が一体として行われる複数の建築物を一棟の建築物とみなすことができる。
- (2) 大規模な市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理および保管が一体として行われる場合は、当該区域内にある複数の建築物を一棟の建築物とみなすことができる。
- (3) 事業用途に供する床面積の合計が 3,000㎡以上の一棟の建築物であっても、所有関係または利用形態等により一体的な取り扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物と見なすことができる。この場合その所有または管理にかかる床面積が 3,000㎡に満たない場合でも、それぞれこの要綱の対象となる建築物とみなす。

## (対象建築物の所有者の範囲)

第5条 条例で規定する所有者とは、建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者または区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者または区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 建築物の全部を賃借その他の事由により事実上占有して使用している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(所有者の責務)

第6条 所有者は、再利用対象物保管場所を設置するとともに、常に保管場所およびその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこととする。この場合において、所有者は必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこととする。

- 2 所有者は、再利用対象物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じることとする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第7条 廃棄物管理責任者の選任数は、第4条の「建築物の単位の基準」に基づき、各単位ごとに1名とする。

- 2 所有者は、建築物から生ずる廃棄物の減量および適正処理の推進についての職務権限を有し、第8条に定める役割を遂行できる者のうちから、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

(廃棄物管理責任者の役割)

第8条 廃棄物管理責任者は、次の事項を行うとともに、所有者および占有者に対し、廃棄物の減量および適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物・廃棄物の発生量および処理状況の日常的な実態の把握に関すること。
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生・排出抑制の推進に関すること。
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用・資源化の推進に関すること。
- (4) 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制、再利用・資源化のための指導に関すること。
- (5) 品川区および所有者との連絡調整に関すること。

(廃棄物管理責任者講習会の受講の義務)

第9条 所有者は、次に定める廃棄物管理責任者に必要な知識を付与させるため、別に定める講習会を受講させるものとする。

- (1) 新たに廃棄物管理責任者に選任をされた者のうち、その選任された日から1年以内の者。
- (2) 廃棄物管理責任者であって、講習会を受けたことがない者。

(修了証の交付)

第10条 区長は廃棄物管理責任者講習会受講修了者には、修了証(第1号様式)を交付する。

(助言および指導の実施)

第11条 区長は、所有者から廃棄物管理責任者選任届および再利用計画書の提出があったときは、記載内容を審査し、必要な助言と指導を行うことができる。

- 2 区長は、廃棄物の減量および適正処理を促進するため、必要に応じ、対象建築物に立入り、所有者または廃棄物責任者にたいして助言および指導を行うことができる。

(再利用対象物保管場所設置基準)

第12条 規則第8条第2項に規定する設置基準は、「集合住宅および事業用再利用対象物および廃棄物保管場所等の設置基準」による。

(改善勧告及び改善報告)

第13条 規則第11条に規定する改善勧告により行うものとする。

- 2 前項の改善勧告にかかる指摘事項を改善した所有者または事業用建築物の建設者は、書面によりその旨の報告しなければならない。

(公表の通知)

第14条 条例第22条第に規定する公表に係る通知は、公表通知書により行うこととする。

(公表すべき者の意見陳述および証拠提示の機会の付与)

第15条 意見陳述および証拠の提示は、口頭または書面により行うこととする。

- 2 口頭による意見陳述を受ける職員は、その者の権利の行使を不当に損なうことのないよう対応に心がけなければならない。
- 3 口頭による意見の陳述を受ける職員は、その意見内容を的確に記録し、適切な管理に努めなければならない。

(収集拒否等の通知)

第16条 条例第23条に規定する収集拒否等の通知は、収集拒否通知書により行うこととする。

(施 行)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。